

## 福祉安心電話サービス端末機貸与事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福祉安心電話サービス事業の普及拡大を図ることを目的に、福祉安心電話専用の端末機（以下「安心電話端末機」という。）を貸与するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱の用語の定義については、福祉安心電話サービス事業実施要綱によるものとする。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）とする。ただし、貸与対象者の選定及び貸与した安心電話端末機の軽微な保守点検については、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）において行うものとする。

### (貸与対象者)

第4条 本事業の安心電話端末機の貸与対象者は、福祉安心電話サービス事業の利用を希望する者で、設置に係り行政による補助や助成の対象でない者とする。

2 本事業の安心電話端末機の貸与を受けた者は、県社協会員及び会費規程第2条第4項に規定する特別会員となるものとし、福祉安心電話サービス事業実施要綱第7条（1）及び（2）のサービスを選択するものとする。

### (申請手続)

第5条 前条に定める貸与対象者で、本事業の安心電話端末機の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉安心電話端末機貸与申請書（様式第1号）により、市町村社協を通じて、県社協に提出するものとする。

2 県社協は、前項の申請書に基づきその貸与の可否を決定し、その結果を福祉安心電話端末機貸与承認（不承認）通知書（様式第2号）により市町村社協を通じて、申請者に通知するものとする。

3 市町村社協は、前項により貸与が決定した者が福祉安心電話サービス事業の利用が開始されるよう、設置日や協力員の調整を行うものとする。

### (貸与期間)

第6条 本事業の安心電話端末機の貸与期間は、福祉安心電話端末機貸与決定通知書に記載された日から、貸与を受けた者が死亡又は社会福祉施設への入所等、その他の事由により安心電話端末機を必要としなくなったと本会が認めるまでの間とする。

### (費用負担)

第7条 本事業の安心電話端末機の設置に係る費用は無償とする。ただし、貸与費用（以下「レンタル料」という。）は、月額1,000円とする。

- 2 レンタル料は、福祉安心電話端末機を設置した日の属する日の翌月から、第6条による貸与期間が終了した日の属する月までの期間において算定されるものとする。
- 3 安心電話端末機設置後の移設料、取外料及び取外取付料は別表のとおりとし、安心電話端末機の貸与を受けた者の負担とする。
- 4 本事業の安心電話端末機の貸与を受けた者は、県社協会員及び会費規程第2条第4項に規定する特別会員会費を福祉安心電話サービス事業実施要綱に基づき納入するものとする。

#### (原状回復の義務)

第8条 本事業の安心電話端末機の貸与を受けた者は、安心電話端末機の全部又は一部が故意又は重大な過失によってき損したときは、当該安心電話端末機を原状に復さなければならない。

- 2 前条の規定にかかわらず、前項の規定による原状回復のために要した費用は、全額安心電話端末機の貸与を受けた者の負担とする。

#### (安心電話端末機の返納)

第9条 本事業の安心電話端末機の貸与を受けた者が、第6条に規定する貸与期間が満了した時は、速やかに安心電話端末機を返納するものとする。

#### (安心電話端末機の譲渡又は担保の禁止)

第10条 本事業の安心電話端末機の貸与を受けた者は、安心電話端末機を譲渡又は担保に供してはならない。

#### (違約金)

第11条 本事業の安心電話端末機の貸与を受けた者は、第6条に規定する貸与期間が2年に満たない場合は、原則として安心電話端末機取付料の実費分を違約金として県社協へ支払うものとする。

#### (管理)

第12条 県社協は、安心電話端末機の貸与を明確にするために台帳を整備するものとする。

- 2 本事業の安心電話端末機の貸与を受けた者は、善良な管理者として注意を払うものとする。
- 3 市町村社協は、本事業の安心電話端末機の軽微な保守管理を行うものとする。

#### (その他)

第13条 その他本事業の実施について必要な事項は、県社協が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

別表（安心電話端末機設置後の移設料、取外料及び取外取付料）

内容	料金	内容
移設料	9,720 円（税込）	安心電話端末機の同一家屋内での移設工事費
取外料	6,480 円（税込）	安心電話端末機の取り外し工事費
取外取付料	12,960 円（税込）	引越し等による別家屋への移設工事費

様式第1号（貸要綱第5条の1関係）

## 福祉安心電話サービス端末機貸与申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

申請者：住所.....

氏名.....⑩

福祉安心電話サービス端末機貸与事業実施要綱に基づき、下記のとおり福祉安心電話端末機の貸与を申請いたします。

対 象 者			
ふりがな		性 別	男 ・ 女
氏 名			
住 所	〒 (      ) 青森県		
電話番号	(      )      -		
生年月日	明治・大正・昭和      年      月      日 (      歳)		
希望理由	(該当する番号に○を付けて下さい) 1. ひとり暮らし      2. 高齢者夫婦世帯      3. 恒常的な病状 (      )      4. 歩行困難      5. 同居者も病弱      6. その他 (      )		
開始希望日	平成      年      月      日		

平成 年 月 日

殿

社会福祉法人青森県社会福祉協議会  
会 長 前 田 保

### 福祉安心電話サービス端末機貸与承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました安心電話端末機につきまして、下記のとおり決定となりましたので、通知いたします。

記

1 次のとおり承認とします。

貸与年月日	年 月 日から
端末機番号	
経 費	(1) レンタル料 月額 1,000 円 (2) 会 費 月額 1,000 円 合計月額 2,000 円の支払いとなります。

2 次の理由により不承認とします。

理 由	
-----	--

※詳細は福祉安心電話サービス端末機貸与事業実施要綱をご覧ください。